喜多方市地域おこし協力隊募集要項 (熱塩加納地域担当)

喜多方市では豊かな自然を活かし、「花でもてなす喜多方」として「花」をテーマにしたまちづくりを進めています。なかでも熱塩加納町は、市の花でもある「ひめさゆり」の群生地、菜の花やひまわりが咲き誇る三ノ倉高原を有し、毎年多くの方が訪れています。

ひめさゆりは、福島・新潟・山形の県境の一部にしか見られない植物であり、市ではこの貴重で美しい花を広く公開し、併せて保護する取り組みも進めています。また三ノ倉高原花畑事業では、訪れる方の満足度を高めるとともに、熱塩加納町をはじめとした喜多方市全域の観光振興・地域振興につながるような取り組みについて模索しています。

熱塩加納町では、「夢の森花の散歩みち実行委員会」、「熱塩加納未来会議」などの団体が、四季折々の花畑の整備、地元の高校と連携した熱塩加納産キクイモの商品開発、村の観察会など、積極的に事業を展開していますが、まだまだたくさん地域の宝が眠っています。

訪れて楽しい魅力ある熱塩加納町になるよう、また熱塩加納とつながって応援してくれる方が増えるよう、既存の事業の有機的な連携、地域資源の掘り起こしやブラッシュアップに新しいアイディアと意欲をもってチャレンジしてくれる地域おこし協力隊を募集します。

1 募集人数

1名

2 活用内容

- (1) ひめさゆりの保護・活用
- (2) 三ノ倉高原花畑・ひめさゆり群生地などの花の地域資源を活用した観光振興・地域振興
- (3) 自然(雪(スキー場)、貴重な動植物、農村風景等)を活かした観光振興・地域振興
- (4) 地元の団体等と連携した取り組み
- (5) 広報やSNS等を活用した積極的な情報発信
- (6) その他観光振興・地域振興に関する業務
- (7) 自らのアイディアや個性を生かした地域活性化に向けた活動

3 勤務場所

喜多方市役所熱塩加納総合支所産業建設課(喜多方市熱塩加納町相田字大森 5000 番地)

4 雇用形態及び勤務条件

- (1) 雇用形態 市の雇用
- (2) 身分 パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)
- (3) 賃金等 164,640 円/月

市の基準により通勤手当相当額・期末手当を別途支給します。

所得税及び健康保険・厚生年金・雇用保険への加入に伴う保険料等の本人負担 分が控除されます。

副業は可能です。(届出が必要)

- (4) 勤務日等 週4日勤務。通常の勤務時間は、午前8時30分~午後5時15分 ただし、土・日、祝日又は勤務時間外に勤務をした場合は、勤務日及び時間等 の振替を行います。
- (5) 住居 家賃は月額30,000円を上限に市が負担します。上限を超える場合は、一部自己負担が生じる場合があります。光熱水費や家財等への保険料は本人負担となります。
- (6) 休暇 年次有給休暇(1年目-10^{**}日以内、2年目-11日、3年目-12日) ※採用日により付与日数が異なります。 特別休暇(夏季休暇等)
- (7) 活動費 予算の範囲内で市が準備します。

5 雇用期間

- (1) 採用日から2024(令和6)年3月31日まで。
- (2) 採用日から最長3年間の雇用延長が可能。
- (3) 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと市長が判断した場合は、任期中であっても 任用を取り消す場合があります。

6 募集条件(対象)

次の(1)、(2)の要件を満たす者。

- (1) 次に該当する者
 - ① 年齢、性別は問いません。
 - ② 地域活性化に積極的に取り組み、隊員期間満了後においても本市に定住する意欲のある方。
 - ③ 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方。
 - ④ 三大都市圏をはじめとする都市地域または地方都市(ただし、条件不利地域^{*1}を除く) に居住^{*2}し、採用後喜多方市に住民票を異動し、生活拠点を移すことができる方。
 - ※1 条件不利地域とは、次のア~キのいずれかに該当する地域とします。
 - ア 過疎地域自立促進特別措置法、イ 山村振興法、ウ 離島振興法、エ 半島振興法、オ 奄 美群島振興開発特別措置法、カ 小笠原諸島振興開発特別措置法、キ 沖縄振興特別措置法に 指定された地域。
 - ※2 次のいずれかに該当する者は、居住地要件の例外として扱います。
 - ア これまで地域おこし協力隊として同一地域で2年以上活動し、かつ、解嘱から1年以内で

ある者

- イ 語学指導等を行う外国青年招致事業 (「JETプログラム」) を終了した者で、JETプログラム参加者として2年以上活動し、かつ、JETプログラムを終了した日から1年以内である者
- ⑤ 普通自動車免許を有している方。
- ⑥ パソコンの基本 (ワード、エクセル、パワーポイント等) 操作ができる方。
- ⑦ SNS等情報発信ツール、HP作成ツール等を使いこなせる方が望ましい。
- ⑧ 人とコミュニケーションをとることが好きで、自ら積極的に地域と関わる姿勢を持つ方。
- (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ② 喜多方市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

7 募集期間

2023 (令和5) 年3月3日 (金) から同年4月24日 (月) まで

※採用が決まり次第募集を終了します。

なお、募集期間経過後においても募集人数に満たない場合は、その都度選考を行います。

8 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を持参または郵送により提出してください。

履歴書、応募用紙は、喜多方市ホームページからダウンロードできます。

- ① 履歴書(市販のものでも可 ※顔写真を貼付のこと。)
- ② 応募用紙

テーマ「私が地域おこし協力隊として取り組みたいこと」

※志望動機や意気込み、自身の経験等を、どのように活かして取り組むのかをご記入ください。

- ③ 住民票抄本(直近1か月以内のもの)
- ④ 普通自動車免許証の写し
- (2) 選考方法

募集期間中であっても、一定数の応募があった場合は、その都度選考を行い、合否を決定し

ます。

なお選考の結果、採用が決定した場合はその時点で募集を終了します。

① 第1次選考:書類選考

提出された履歴書と応募用紙により書類選考を行い、応募者には結果を文書で通知しま す。

② 第2次選考:面接選考

書類選考の合格者に対し、面接による選考を実施します。面接選考結果(合否)を文書で 通知し、合格者を採用します。

(3) 現地案内

地域おこし協力隊への応募前に活動地域や生活環境確認のため、希望者に対し、現地案内を実施しています。

9 注意事項

本募集は令和5年度の予算成立を前提として行うものであり、成立した予算の内容によって、採用されない場合があり得ることを予めご了承願います。

10 問い合わせ・応募先

喜多方市企画政策部 地域振興課 きたかたぐらし推進室

₹966-8601

福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2

電話: 0241-24-5306 FAX: 0241-25-7073

E-mail: chiiki@city.kitakata.fukushima.jp